

いわき市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時

平成30年8月10日（金） 9時00分から10時50分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（33人）

(1) 農業委員（23人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳		22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	事務局次長
早水孝太郎	主任主査
林克伊	主任主査兼農地調整係長
野木隆司	農政振興係長
坂本聡	農政振興係 主査
府川将人	農地調整係 主査
金成聡司	農地調整係 主査
石島大輔	農地調整係 事務主任
西山諒	農地調整係 事務主任

4 欠席者（1人）

12 佐川良平

5 会議の概要

事務局
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第3回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

本日、司会進行役を務めさせていただきます、事務局次長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い致します。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第3回総会議案書
 - 第2回総会議案説明書の訂正について
 - 許可申請に係る意見及び決定理由書
 - 現地調査位置図
 - 2018年度農業者委員会業務必携
 - 【資料1】新規就農法人への農地あっせんに係る情報提供について（依頼）
 - 【資料2】第1回いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会の開催について
 - 【資料3】農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について
 - 【資料4】農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定スケジュール
 - 【資料5】農作業労働賃金標準額策定スケジュール
- 以上、10点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を蛭田元起会長職務代理者よりお願い致します。

蛭田会長職代

私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。

－憲章唱和－

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。議事に先立ちまして、草野庄一会長より、ご挨拶をお願い致します。

草野会長

いわき市農業委員会第3回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、委員の皆様には、公私共にご多忙の中、午前中よりご参集頂き、感謝申し上げます。

立秋を3日程過ぎまして、朝晩が涼しくなったと思った矢先に、台風13号が直撃ということで、多少の災害を懸念しておりましたが、幸いに大きな被害も無く、逆にちょうどよい雨であったという声が聞こえる位で、いわきはよい土地柄なのだと思ったところでございます。

7月9日から会長に就任致しまして、1カ月が経過致しました。様々な行事や公務に出席致しましたが、多忙であることを実感しながら日々過ごしております。そのような中、本市農業委員を退任される方々への感謝状贈呈式が7月31日に農地利用最適化推進委員の会議に併せまして、この会場で行われ、市長から直接、労いのお言葉を頂きました。23名退任される方がいらっしゃいましたが、4名が欠席で19名の方に感謝状が贈られました。10期務めて頂いた佐藤好弘様の後姿を見ますと、本当に素晴らしい方だなと思いました。佐藤様は結構な面積を受託しておりますが、会議等には殆ど出席しておられ、その姿勢は農業委員の鑑であると思います。また、渡邊雄八様におかれましては、1期でありながらも各会議において適切なご発言があり、各事業にも積極的にご参加して頂きました。そのような23名の想いを感じながら、一生懸命、農業委員会としての活動をしないといけないと自覚した次第であります。

さて、本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請等の事項についてご審議頂くほか、その他と致しまして、我々農業委員会の重要な業務に関連する幾つかの事項の説明を受け、ご審議を頂きます。

皆様には、慎重且つ円滑なご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。まして、挨拶と致します。よろしくお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

会長、よろしくお願い致します。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席は、議席番号12番、佐川良平委員でございます。

議 長
(草野会長)

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第3回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名についてでございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号6番 鈴木 義直 委員

7番 草野 久仁昭 委員

以上2名にお願い致します。

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

ー総会議案書2ページにより会務報告ー

議 長
(草野会長)

ありがとうございました。

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

取下げ、訂正、追案等について説明致します。

第3回総会の議案について、取下げ、訂正、追案等はありませんが、7月17日に開催されました第2回総会の議案、「議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、において訂正が1件、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、において訂正が1件ございました。

事務局 (林係長)	詳細につきましては、別紙資料のとおりですので、ご参照願います。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 今回、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、議席番号2番、坂本和徳委員が該当しております。坂本和徳委員は、議案審議の際、一時退室願います。 その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出てください。 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号2番、坂本和徳委員が該当しておりますので一時退室について、よろしくお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局 (林係長)	議案書の3ページを、お開き願います。 ー議案第1号を朗読、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書2ページをお開き願います。 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。 次の3ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 それでは、説明させていただきます。 番号1番、申請地、平、地目は田、面積は444㎡でございます。 権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。 外6件、番号7番までは売買による所有権に移転でございます。 また、番号7番については、譲受人が新規で就農する案件でございます。 併せて、番号3番は番号14番と、番号4番は番号13番と同時申請となります。 続きまして、番号8番、申請地、渡辺町、地目は田、面積は1,972

事務局 (金成主査)	m²でございます。 権利移動事由は、番号9番との交換による所有権の移転でございます。 続きまして、番号10番、申請地は平、地目は田、面積は523m²でございます。 権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。 外3件、番号13番までは贈与による所有権の移転でございます。 続きまして、番号14番、申請地、内郷外2筆、面積は田が2,157m²、畑が2,892m²で合計5,049m²でございます。 権利移動事由は、賃借権の設定でございます。 外1件、番号15番までは、賃借権の設定でございます。 今月の3条申請面積は、田30,040m²、畑11,311、合計41,351m²でございます。 番号1番から番号15番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
8 番 箱崎委員	議席番号8番の箱崎寿正です。 番号1番から番号7番、及び番号14番から番号15番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (金成主査)	番号8番から番号13番まで、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 それでは、坂本和徳委員、入室願います。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の 4 ページを、お開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 6 ページをお開き願います。 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。 議案説明書 7 ページをお開き願います。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、申請地は常磐、登記地目は田、転用面積は1,362㎡、転用目的は檜・檜植林です。 事業実施の確実性につきましては、申請地は、申請者によりますと、上流から産業廃棄物の汚染水が流入し、約30年前から耕作不能地となっており、今後も農地としての機能は期待できないことから、植林して山林化したいという案件であり、事業実施は確実です。 番号 2 番、申請地は内郷、登記地目は田及び畑、転用面積は1,046㎡、転用目的は農家住宅敷地です。 事業実施の確実性につきましては、申請人世帯は子の世帯と同居しておりますが、現在の自宅が手狭であり、子世帯とのプライバシーの問題が発生しております。 また、農業経営の安定化と将来に向けての規模拡大の基盤を構築するため、農家住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。 以上 2 件、面積は田2,197㎡、畑211㎡、合計面積は2,408㎡です。 説明は以上です。

議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
8 番 箱崎委員	議席番号 8 番の箱崎寿正です。 番号 1 番、及び 2 番の事案につきまして、現地を調査した結果、 特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定によ る許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に ついて、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の 5 ページをお開き願います。 －議案第 3 号朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書 8 ページをお開き願います。 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 説明致します。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定 理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。 議案説明書 9 ページをお開き願います。 番号 1 番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は401㎡、権利移 動事由は使用貸借権の設定、転用目的は自己住宅敷地です。 事業実施の確実性につきましては、譲受人世帯は現在、2LDK の借家で生活していますが、家財が多く、子 1 人が成長してきたこ ともあって、現在の借家では手狭になりました。譲受人は子を自分

事務局
(石島主任)

自身が生まれ育った学区の小学校に通わせたいとの希望があり、譲受人の父が所有する土地の中で集落に近接し、小学校にも近い土地を選定し、自己住宅を建設する案件であることから、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は泉町、登記地目は畑、転用面積は74㎡、権利移動事由は所有権の移転、転用目的は資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、電気工事業を営んでおりますが、自宅を会社事務所としていることから、会社敷地内に資材置場を確保することが困難な状況にあります。そこで、当該地を資材置場としたいという案件であり、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は1,745㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、当該農地は、譲渡人の両親が耕作しておりましたが、高齢で農作業を行うことが困難になり、譲渡人自身も病気を患い、代わりに農作業を行う者が見つからない状況です。このままにしておくと畑が原野化して周りに迷惑をかけることが考えられることから、農地の荒廃化を防止するため、太陽光発電設備を設置するという案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は内郷、登記地目は田、転用面積は実測面積644.58㎡、権利移動事由は所有権の移転、転用目的は作業所及び資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は体を壊して入院してから農作業が困難になり、農業従事者の確保もできず、農地の維持管理をしていくことが負担となっておりました。譲受人は建設業を営んでおりますが、自宅の作業所が狭く、周囲が住宅地になっていることから、作業所から出る騒音の対策に悩んでおります。本申請地であれば諸問題を解決できることから、事業実施は確実です。

番号5番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は780㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は30年以上、耕作をしていない土地であり、譲渡人は管理に悩んでいました。農地の原野化防止策として太陽光発電設備の敷地としての土地の有効活用を図る案件であることから、事業実施は確実です。

番号6番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は679㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、当該農地は、かつて河川であったことから、石が農地に混入しているため、耕作が困難です。石が多く混入している農地の一部分を太陽光発電施設として活用する案件であり、事業実施は確実です。

事務局 (石島主任)	なお、番号7番につきましては小名浜道路建設に伴う工事用地、現場事務所、駐車場、資材置場としての一時転用案件、番号8番、及び9番につきましては、携帯電話の電波中継基地局建設に伴う工事用仮設用地としての一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。 以上9件、面積は田2,851.58㎡、畑3,334.76㎡、合計面積は6,186.34㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
5 番 藁谷委員	議席番号5番の藁谷昭夫です。 番号1番から番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (石島主任)	番号7番から番号9番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。
13番 鈴木委員	番号3番、5番、6番の転用目的は太陽光発電設備ですが、土地の賃借期間はそれぞれ何年間ですか。
事務局 (石島主任)	いずれの事案についても賃借期間は20年間です。
議 長 (草野会長)	その他、ご質問等ございませんか。 －意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 4 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の 6 ページを、お開き願います。 －議案第 4 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書11ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の内容について説明致します。 次のページをお開き願います。 第 9 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は、平、久之浜、好間。 借り手 1 名、貸し手 5 名、対象筆数、田14筆、畑 5 筆、面積、田 26,937㎡、畑8,485㎡となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、平成30年度第 9 号。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年 8 月 31 日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定個人別表」でございます。 番号 1 番、土地の所在は、平外 8 筆、現況地目、田、面積16,298㎡、外 4 件、詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、第 9 号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。

議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第４号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第４号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第４号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の７ページを、お開き願います。 －報告第１号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の１６ページをお開き願います。 農地法第３条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号１番、土地の所在地は平外１４筆、登記地目及び面積は田４,１９１㎡、畑１,８３９.９３㎡、権利を取得した日は平成３０年１月６日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成３０年７月９日でございます。外６件ございました。 議案説明書１８ページをお開き願います。 権利取得面積は、田１６,４２２.００㎡、畑３１,９２２.９３㎡、合計４８,３４４.９３㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第２号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局 (林係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 －報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の19ページをお開き願います。 農地法第 4 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は小島町、登記地目は畑、面積は390㎡、 転用目的は共同住宅建築敷地、都市計画法上の区分は第二種中高層 住居専用地域、工事着工年月日は平成30年 7 月25日、受理年月日は 平成30年 7 月 5 日でございます。外 3 件ございました。 転用面積は、田629㎡、畑966㎡、合計1,595㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご 承知願います。 次に、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地 転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の 9 ページを、お開き願います。 －報告第 3 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の21ページをお開き願います。 農地法第 5 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は好間町、登記地目は田、面積は547㎡、 転用目的は自己住宅、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事 着工年月日は平成30年 7 月20日、受理年月日は平成30年 7 月 5 日で ございます。外17件ございました。 議案説明書25ページをお開き願います。 転用面積は、田6,596.00㎡、畑7,365.20㎡、合計13,961.20㎡でご ざいます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご 承知願います。 次に、報告第 4 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書に ついて、事務局の説明を求めます。

事務局 (野木係長)	議案書の10ページをお開き願います。 ー報告第4号を朗読し、専決事項を説明ー 議案説明書の26ページ、27ページをお開き願います。引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明致します。 7月は1件の証明願がありました。申請者及び申請土地の所在地は小名浜、面積は田10,437㎡、畑2,003㎡、合計12,440㎡、相続税の納税猶予適用者であります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 ここで10時10分まで休憩と致します。 ー10時～10時10分 休憩ー
議 長 (草野会長)	全員お揃いのようなので、再開致します。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (林係長) (早水主任) (野木係長)	1 新規就農法人への農地あっせんに係る情報提供について ➡ 農地あっせんの情報提供を依頼した。 2 第1回いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会の開催について ➡ 全体会議の開催を報告し、各地区審議会の開催時に農業委員の協力を依頼した。 3 農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について ➡ 1人1口1,000円の協力を依頼し、了承された。 4 2018年度農業委員会業務必携の配付について 5 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定スケジュールについて ➡ 業務必携等を用いて説明し、12月までに策定することです了承された。 また、農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、今年度は作成せずに、来年度以降で必要があれば作成を検討することです了承された。

(野木係長)	6 農作業労働賃金標準額の策定スケジュールについて ➡ 12月までに策定することです承された。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 その他、委員の皆様から何かございますか。
5 番 藁谷委員	義援金についてですが、今までは事務局で一括して対応していたと記憶しております。今回は、個人での対応となるのですか。
事務局 (野木係長)	従来までと同じです。農業委員の皆様から1人1口1,000円のご協力を頂き、農地利用最適化推進委員、事務局職員の分を合わせて、事務局で一括して対応致します。
5 番 藁谷委員	わかりました。よろしくお願いします。
議 長 (草野会長)	その他、ございますか。
7 番 草野委員	農作業労働賃金標準額ですが、今までは小委員会を設けていたが、今後は、小委員会での協議は無いということでしょうか。
事務局 (野木係長)	小委員会は廃止をしましたので、今後は総会の場で、農業委員全員で協議して頂くことになります。
7 番 草野委員	わかりました。
議 長 (草野会長)	その他、ございますか。 ー特に無しとの声有りー
議 長 (草野会長)	特に無いようでありますので、これを持ちまして、いわき市農業委員会第3回総会を閉会致します。